



# 現場説明書

1. 業務番号及び  
業務の名称 5-公計修-05  
公社将監第一住宅(1~5号棟)建物診断業務委託
  
2. 業務の場所 仙台市泉区将監四丁目28番
  
3. 現場説明事項
  - (1) 履行期間 契約日の翌日から ~ 令和6年2月29日
  
  - (2) 支払い条件 完成払い  
※上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、受注者の負担とする。
  
  - (3) 質疑・回答
    - ①質疑 令和5年10月25日(水)11時までに書面にて提出のこと。
  
    - ②回答 令和5年10月26日(木)11時までにホームページ内で回答する。  
問合せ : 総務課 経営戦略班 FAX : 022-261-0831  
Mail : keiei@miyagi-jk.or.jp
  
4. その他 詳細は別紙仕様書による

(設計様式1号)

住宅管理部長	住宅管理部次長	住宅管理部参事	保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者
					

5-公計修-05

公社将監第一住宅(1~5号棟)建物診断業務委託

業務の場所	仙台市泉区将監四丁目28番
履行期間	契約日の翌日から 令和6年2月29日まで

宮城県住宅供給公社

業務の概要

1. 委託業務番号 5-公計修-05
2. 委託業務の名称 公社将監第一住宅(1~5号棟)建物診断業務委託
3. 業務内容 公社将監第一住宅において、外壁(珪藻土塗り下地の上塗装仕上げ、一部防露パテ施工)についての建物診断(打診調査、目視調査、緊急修繕)を行う。
- 珪藻土塗り下地の上に、塗装により仕上げた外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き、外壁塗膜その他の有無を外観目視により点検するとともに、ゴンドラ仮設による直接打診により点検する。直接打診を行う壁面は、別紙「外壁点検予備調査表」による全面打診とする。
6. 点検者の資格 以下のいずれかの資格を有すること  
一級建築士 一級建築施工管理技士  
二級建築士 二級建築施工管理技士  
建築物調査員
7. 記録・報告等 調査記録等は、建物診断業務仕様書により作成し、調査職員に提出すること。
8. その他 本業務は、宮城県住宅供給公社建設工事執行要綱により契約・業務し、質疑が生じた場合は、調査職員と協議の上実施するものとする。

3. 点検対象団地

団地名称	棟番号	建物診断	
		打診調査	目視調査
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
将監第一	1号棟	378.57	173.17
	2号棟	447.99	442.15
	3号棟	447.99	442.15
	4号棟	888.54	628.98
	5号棟	378.57	173.17
合計		2,541.66	1,859.62

4. 業務仕様 本業務は、仕様書によるほか  
 ・法定点検等業務マニュアル(UR都市機構監修)  
 ・建物診断マニュアル(UR都市機構監修)  
 ・特定建築物定期調査業務基準(国土交通省住宅局建築指導課監修)  
 ・保全工事共通仕様書(令和2年度)(UR都市機構)による
5. 支払い方法 (1)完成払い  
 ※上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、受注者の負担とする。





建物診断業務仕様書

宮城県住宅供給公社

保全課長	課長補佐 (総括担当)	設計者
		

1. 委託業務番号 5-公計修-05

2. 委託業務の名称 公社将監第一住宅(1~5号棟)建物診断業務委託

3. 委託業務の場所

建物概要 公社将監第一住宅 : 仙台市泉区将監四丁目28番  
 1号棟 : RC造、5階建、10戸  
 2号棟 : RC造、5階建、20戸  
 3号棟 : RC造、5階建、20戸  
 4号棟 : RC造、5階建、40戸  
 5号棟 : RC造、5階建、10戸

4. 履行期間 契約日の翌日から ~ 令和6年2月29日

5. 業務内容 公社将監第一住宅において、外壁(モルタル塗り下地の上、塗装仕上げ、一部防露がれ施工)についての建物診断(打診調査、目視調査、緊急修繕)を行う。

(1) 打診調査、目視調査

モルタル塗り下地の上に塗装により仕上げた外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き、外壁塗膜その他の有無を外観目視により点検するとともに、ゴンドラ架設による直接打診により点検する。

直接打診を行う壁面は、別紙『外壁点検予備調査表』による全面打診とする。

(2) 建物診断数量一覧表

団地名称	棟番号	建物診断	
		打診調査	目視調査
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
将監第一	1号棟	378.57	173.17
	2号棟	447.99	442.15
	3号棟	447.99	442.15
	4号棟	888.54	628.98
	5号棟	378.57	173.17
合計		2,541.66	1,859.62

6. 業務仕様

本業務は、仕様書によるほか

- ・法定点検等業務マニュアル(UR都市機構監修)
- ・建物診断マニュアル(UR都市機構監修)
- ・特定建築物定期調査業務基準(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・保全工事共通仕様書(令和2年度)(UR都市機構)

による

7. 業務実施

(1) 業務の実施方法及び周知

業務の実施にあたり、実施方法等について調査職員の指示を受け又は承諾を得ること。また、予め掲示する等の方法により、入居者等へ周知すること。

(2) 業務の実施時間

業務の実施時間は、日曜・祝祭日を除き午前9:00~午後5:00までを原則とする。

(3) 業務の実施者

業務の実施は、別紙3「点検者の資格」の業務区分”建築”に該当する者とする。



(4) 各調査の判定方法等

外観目視点検・打診調査の判定方法は、別紙「**目視点検塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準**」によるものとする。  
なお、判定結果・報告は別紙様式7、8に基づき行うものとする。

【外観目視点検の報告書等】

- 1 報告書 ・別添様式8
- 2 写真 ・不具合箇所(全景・近接撮影)
- 3 数量表 ・集計表(不具合点検項目を東西南北にて集計)  
・詳細(方位別・不具合点検別にて不具合箇所別の数量表)
- 4 図面 ・立面図(方位別にて不具合点検項目の不具合箇所を記載)

【打診調査の報告書等】

- 1 報告書 ・別添様式7
- 2 写真 ・不具合箇所(全景・近接撮影)  
・応急措置箇所(撤去前全景・撤去前近接・撤去後近接)
- 3 数量表 ・集計表(仕上別で点検項目を東西南北にて集計)  
・詳細(仕上別・方位別・点検項目別にて不具合箇所別の数量表)
- 4 図面 ・立面図(方位別にて点検項目別の不具合箇所を記載)

8. 成果物 報告書はA47枚綴じのうえ、2部提出すること。また、外壁打診の調査報告図面については、CADデータ(jww形式)も提出すること。
9. 支払方法 (1) 完成払い  
※上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、受注者の負担とする。
10. その他 本業務は、宮城県住宅供給公社建設工事執行要綱により契約・施工し、質疑が生じた場合は、調査職員と協議の上実施するものとする。

点検区分	業務区分	業務担当者の資格
安全点検 計画点検	建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士</li> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項に規定する二級建築士</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査資格者</li> <li>・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する一級又は二級建築施工管理技士</li> </ul>
	土木・造園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査資格者</li> <li>・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する一級又は二級土木施工管理技士</li> <li>・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する一級又は二級造園施工管理技士</li> <li>・技術士法(昭和58年法律第25号)に規定する技術士(建設部門又は上下水道部門)</li> <li>・(社)建設コンサルタンツ協会の定款に規定するRCCM(道路部門、下水道部門、造園部門、又は鋼構造及びコンクリート部門)</li> </ul>
	機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者</li> <li>・建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士</li> <li>・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する一級又は二級管工事施工管理技士</li> <li>・特定ガス消費機器の設置工事に関する法律(昭和54年法律第33号)第4条に規定する特定ガス消費機器設置工事監督者(煙道点検に適用)</li> </ul>
	電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者</li> <li>・建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士</li> <li>・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する一級又は二級電気工事施工管理技士</li> <li>・電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する第一種又は第二種電気工事士</li> </ul>
法定点検	建築基準法第12条第1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士</li> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項に規定する二級建築士</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5に規定する特定建築物調査資格者</li> </ul>
	建築基準法第12条第3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士</li> <li>・建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項に規定する二級建築士</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者</li> </ul>
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条1項(定期点検のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷媒フロン類取扱技術者</li> <li>・一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者(一定の資格:冷凍空調技士他5資格)</li> <li>・十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者</li> </ul>

## ※橋梁計画点検の資格要件及び実績要件

計画点検	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁技術全般の高度な知識と豊富な経験を有し、橋梁保全業務の1年以上の実務経験と下記1)～3)いずれかの有資格者</li> <li>1) 技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設)</li> <li>2) RCCM(技術士と同様の部門に限る)</li> <li>3) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)</li> </ul>
	実績要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間の同種又は類似の業務の実績</li> <li>同種: 国等が発注した橋梁診断業務</li> <li>類似: 国等が発注した橋梁点検業務</li> </ul>

団地名	点検号棟	丁目	街区	号棟	支社名	センター	点検年月日	自 平成 年 月 日		
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	至 平成 年 月 日			
管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	打診範囲(※)	打診面積	外壁点検面積	前回の修繕時期	資格名
年度				階建	戸		A m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年度	点検者氏名

点検項目	単位	各壁面数量表					点検結果	評価点	所見
		東面	西面	南面	北面	合計			
① 剥落(欠損)	ヶ所						ヶ所	a	
② 白華現象・漏水 (エフロレッシス)	ヶ所						ヶ所	b	
③ ひび割れ 0.3mm未満	m						イ m イ/A×100 %	c	
	0.3mm~1.0mm未満	m							
	1.0mm以上	m							
④ 鉄筋露出	ヶ所						ヶ所	d	
⑤ 錆の流出	ヶ所						ヶ所	e	
⑥ 浮き(ふくれ)	m <sup>2</sup>						ロ m <sup>2</sup>	f	
							ロ/A×100 %		
⑦ 外壁塗膜	ヶ所						ヶ所	g	
※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。							合計	/	

総合所見	
------	--

\*評価基準及び評価点について:  
 ・①、②、④、⑤の項目については打診面積200m<sup>2</sup>を基準とし、200m<sup>2</sup>を超える場合は、打診面積Aを200m<sup>2</sup>で除した値を算出し、点検結果の数量をその値で除したものを評価点とする。  
 ・⑦外壁塗膜については点検実面積について算定を行い評価点を付ける。  
 ・①、②、④、⑤の項目については、「なし: 0点、1ヶ所: 1点、2ヶ所: 2点、3ヶ所: 3点、4ヶ所: 4点」を評価基準とする。  
 ・③、⑥の項目については、「なし: 0点、6%未満: 1点、6~15%未満: 2点、15~18%未満: 3点、18%以上: 4点」を評価基準とする。  
 ・⑦の項目については、「気にならない: 0点、少し気になる: 1点、部分的に気になる: 2点、全体的に気になる: 3点、全体的に著しい: 4点」を評価基準とする。

※打診面積が200m<sup>2</sup>以下は点検結果そのまま、200m<sup>2</sup>以上の場合は  $\div 200 \div$  この計算から、点検数量を  $\div$  除した数字を点検結果とする。

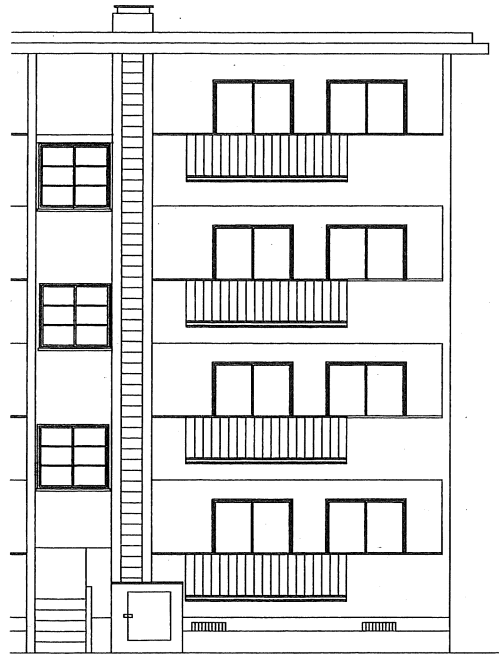




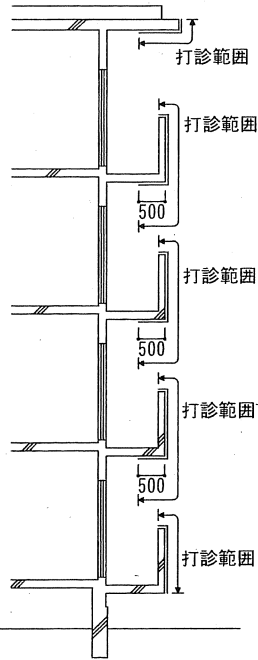
別紙ロ モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた  
外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A-1	判定 A-2	判定 B
			部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	部分的な緊急修繕を要するもの。	継続的な経過観察等を要するもの。 (A-2まで至らないもの)
①剥落(欠損)	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。	1㎡程度のまとまった剥落箇所(欠損)が1箇所以上あるもの。	0.01㎡(10cm×10cm)程度の剥落箇所(欠損)があるもの。	
②白華現象(エフロレッセンス)・漏水	白華現象(エフロレッセンス)・漏水の発生の有無を点検する。			白華現象(エフロレッセンス)・漏水の発生が著しいもの。	僅かに白華現象(エフロレッセンス)・漏水らしい現象が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きく、漏水の恐れのあるもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出(ひび割れの併発及び錆汁発生を含む)しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。			ひび割れ部等に著しい錆の流出が見られるもの。	僅かに錆の流出らしい現象が見られるもの。
⑥浮き(ふくれ)	浮き及びふくれの有無を点検する。		浮き及びふくれが壁面に全体的(外壁点検面積の30%程度)に発生しているもの。 3㎡程度のまとまった浮き又はふくれ箇所があるもの。	浮き又はふくれがあり、剥落の恐れのあるもの。	多少の浮き又はふくれはあるが、剥落の恐れのないもの。
⑦その他(外壁塗膜)	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ等による汚れ具合を点検する。 (但し、落書き等による汚れは除く。)				

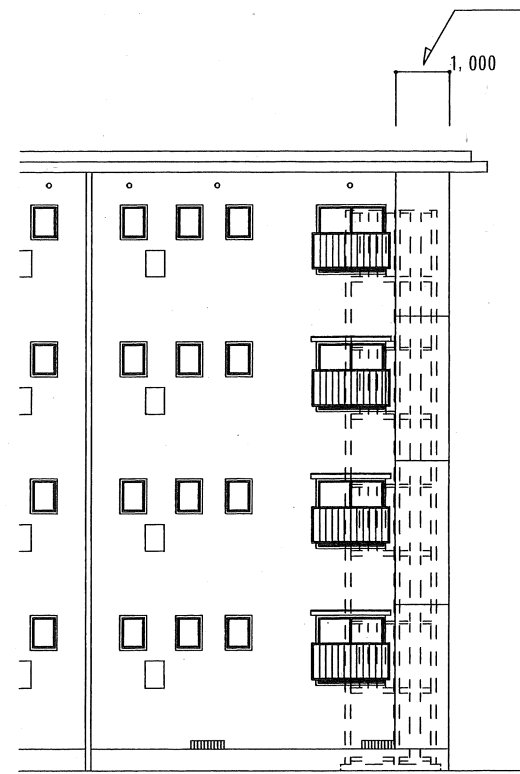
外壁等打診範囲参考図 (全面打診面積の場合)



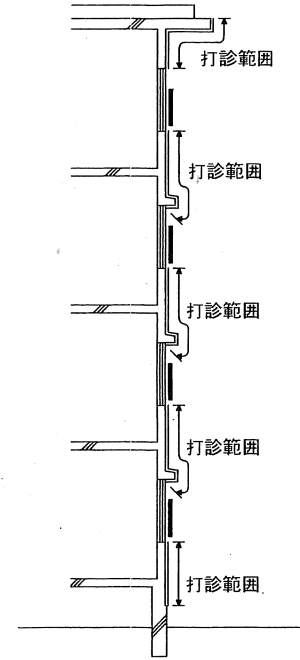
南立面図 打診範囲



バルコニー断面図



北立面図 打診範囲



北側断面図

- ・南側バルコニーの外壁打診範囲
- ・バルコニー天井の打診範囲は、バルコニー先端より500mmまでとする。
- ・開口部は打診範囲より除く。
- ・バルコニー内壁は打診範囲より除く。

- ・北側外壁打診範囲
- ・開口部は打診範囲より除く。
- ・防露パネル部分は打診範囲より除く。

- ・東・西側外壁打診範囲
- ・防露パネル部分は打診範囲より除く。



# 外壁点検予備調査票

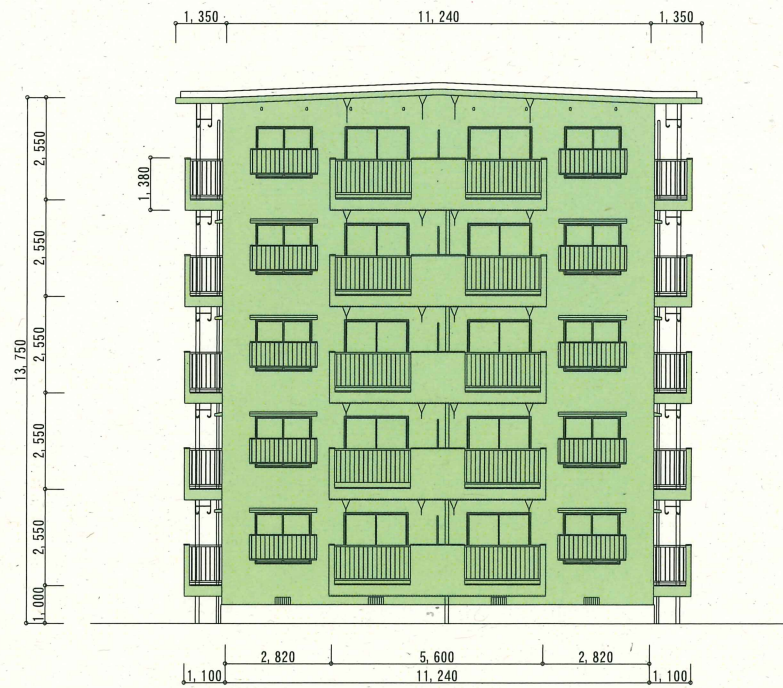
図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。



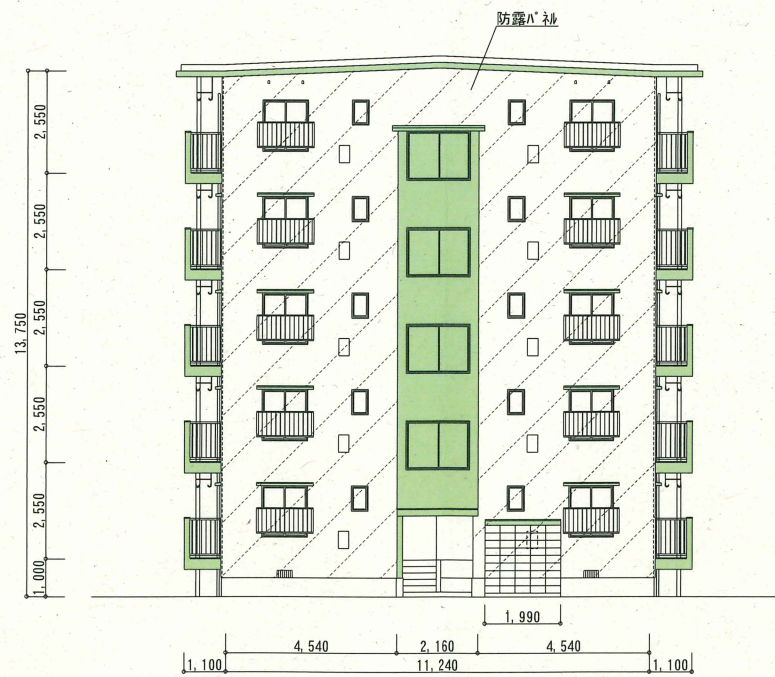
東立面図



西立面図

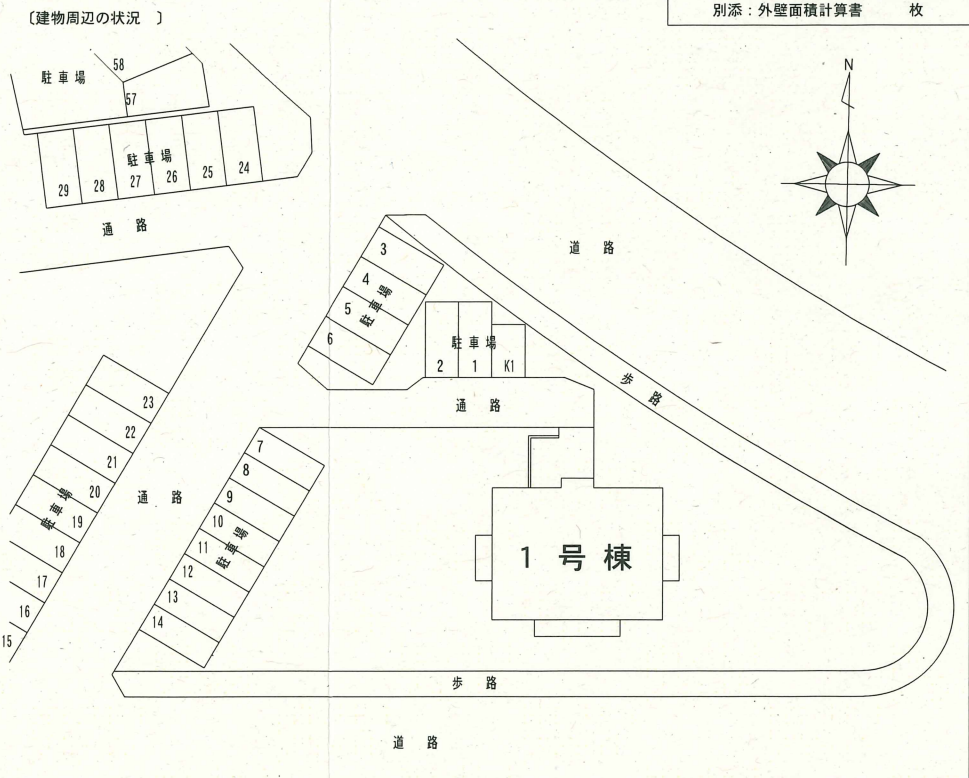


南立面図



北立面図

団地名		調査号棟		支社名		住宅管理者	
将監第一		丁目	街区	1号棟		宮城県住宅供給公社	
(コード)		(コード)		(コード)		(コード)	
管理開始年度	立地条件	建物形式コード	工法	階数	戸数	外壁仕様	
47年度	郊外地区		W工法	5階建	10戸	モルタル防露ハシ	
調査年月日		資格名		調査員氏名			
令和5年10月 日		一級建築士		早坂 実			
				印			
外壁仕様		合計	東面	西面	南面	北面	
①	外壁点検面積						
	モルタル防露ハシ	551.74	124.68	124.68	152.39	149.99	
		合計	551.74	124.68	124.68	152.39 149.99	
②	災害危険度の大きい壁面積						
	合計						
③	全面打診面積						
	モルタル防露ハシ	378.57	90.64	90.64	152.39	44.90	
		合計	378.57	90.64	90.64	152.39 44.90	
④	①-②: 一部打診時のその他の点検面積						
	合計						
⑤	①-③: 全面打診時のその他の点検面積						
	モルタル防露ハシ	173.17	34.04	34.04	0.00	105.09	
		合計	173.17	34.04	34.04	0.00 105.09	
ゴンドラ掛替回数		16.00	4.00	4.00	4.00	4.00	
ゴンドラによる点検が出来ない場合その点検手段		高所作業車	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		仮設足場	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		その他 ( )	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
上記の概算点検面積		378.57	90.64	90.64	152.39	44.90	

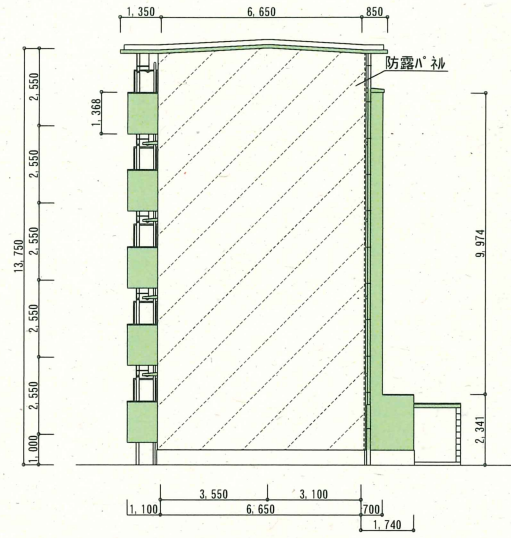


(特記事項)

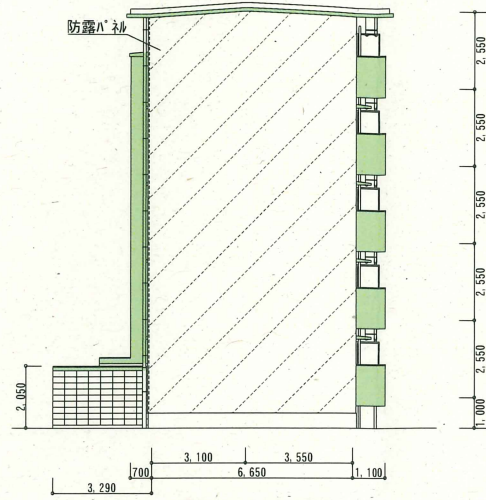


# 外壁点検予備調査票

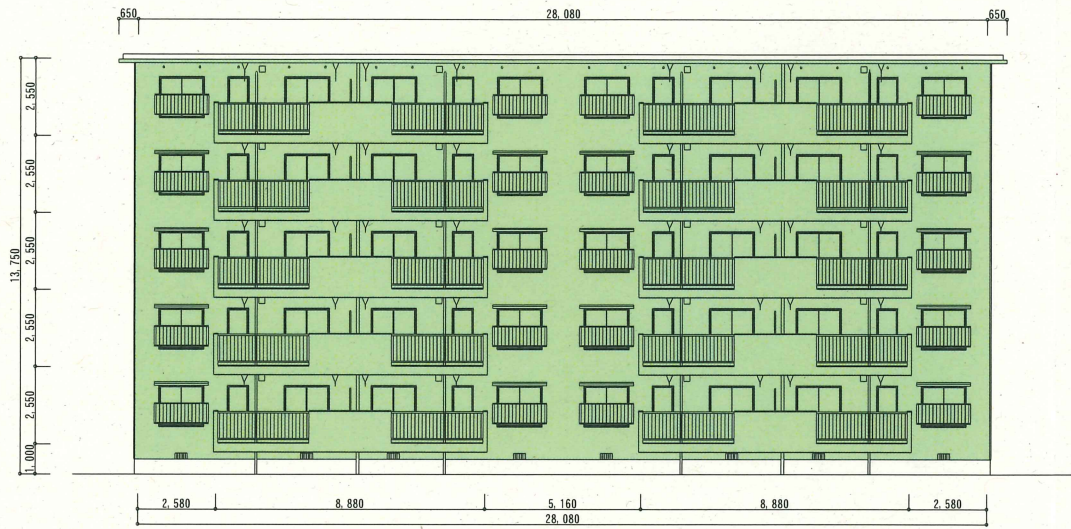
図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。



東立面図



西立面図

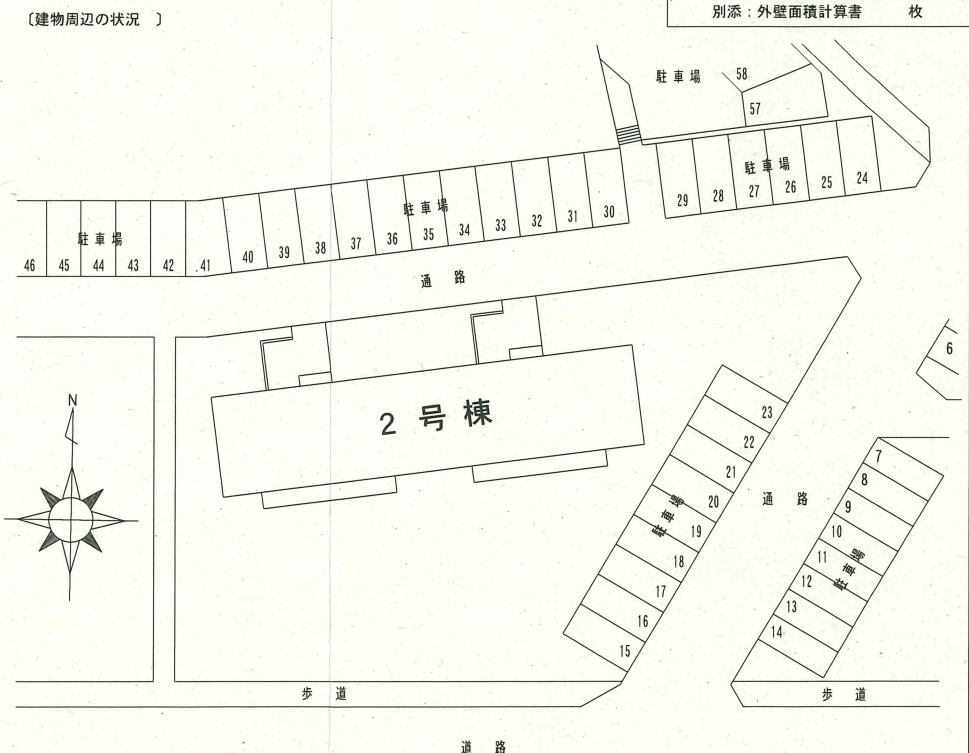


南立面図



北立面図

団地名 将監第一		調査号棟 丁目 街区 2号棟		支社名		住宅管理者 宮城県住宅供給公社	
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)
管理開始年度 46	立地条件 郊外地区	建物形式コード	工法 W工法	階数 5階建	戸数 20戸	外壁仕様 モルタル防露ハシ	
調査年月日 令和5年10月 日		資格名 一級建築士		調査員氏名 早坂 実			
外壁仕様		合計	東面	西面	南面	北面	
① 外壁点検 面積 ㎡	モルタル防露ハシ	890.14	95.83	95.83	334.71	363.77	
	合計	890.14	95.83	95.83	334.71	363.77	
② 災害危険度の 大きい壁面積 ㎡							
	合計						
③ 全面打診 面積 ㎡	モルタル防露ハシ	447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	
	合計	447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	
④ ①~②：一部打 診時のその他 の点検面積							
	合計						
⑤ ①~③：全面打 診時のその他 の点検面積	モルタル防露ハシ	442.15	90.25	90.25	0.00	261.65	
	合計	442.15	90.25	90.25	0.00	261.65	
ゴンドラ掛替回数		24.00	3.00	3.00	9.00	9.00	
ゴンドラによる点検が出来 ない場合その点検手段		高所作業車	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		仮設足場	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		その他 ( )	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
上記の概算点検面積		447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	

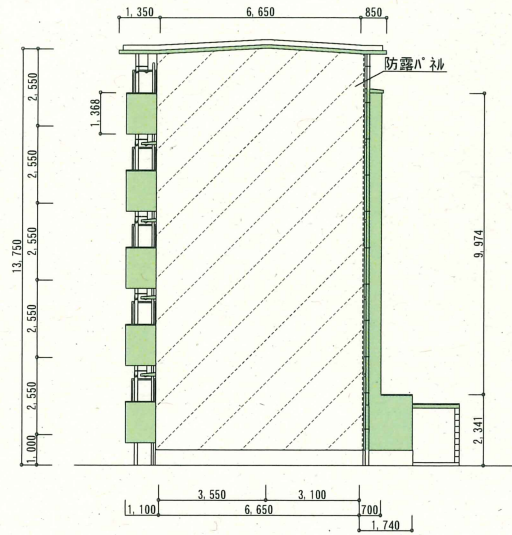


(特記事項)

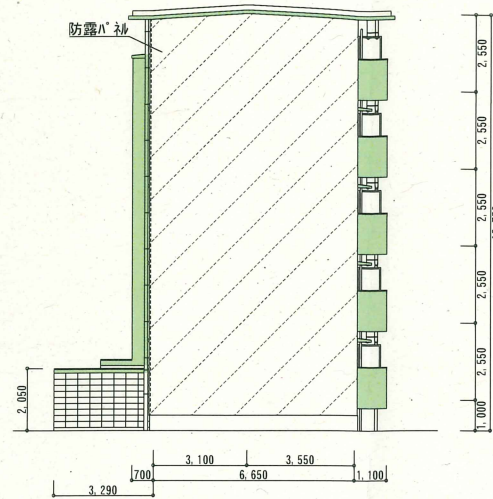


# 外壁点検予備調査票

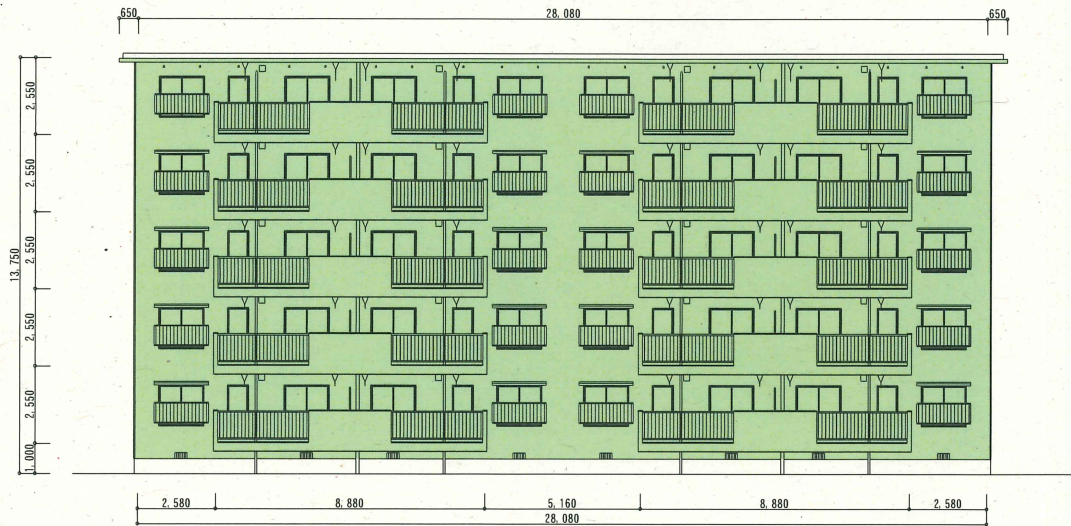
図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。



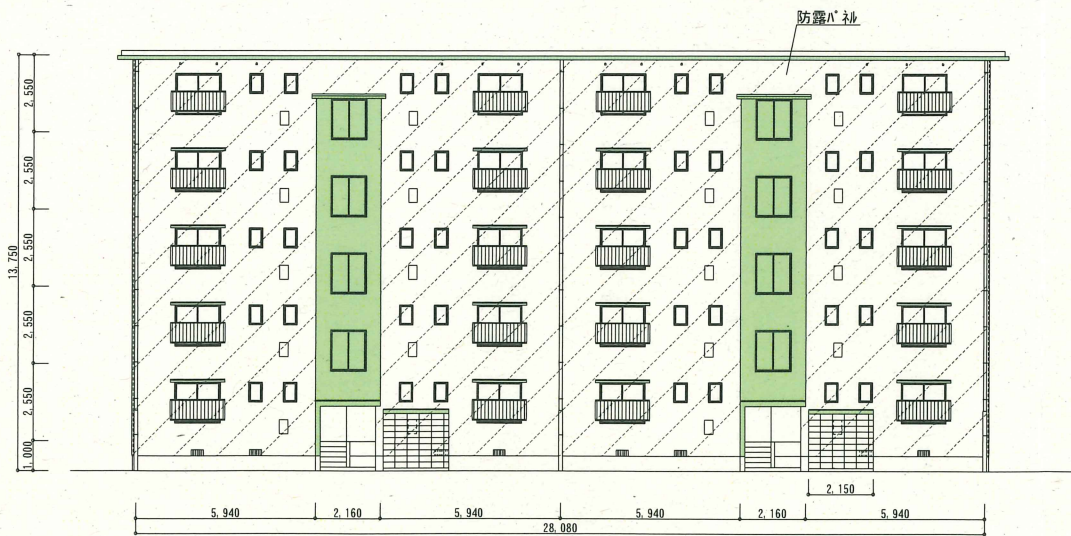
東立面図



西立面図

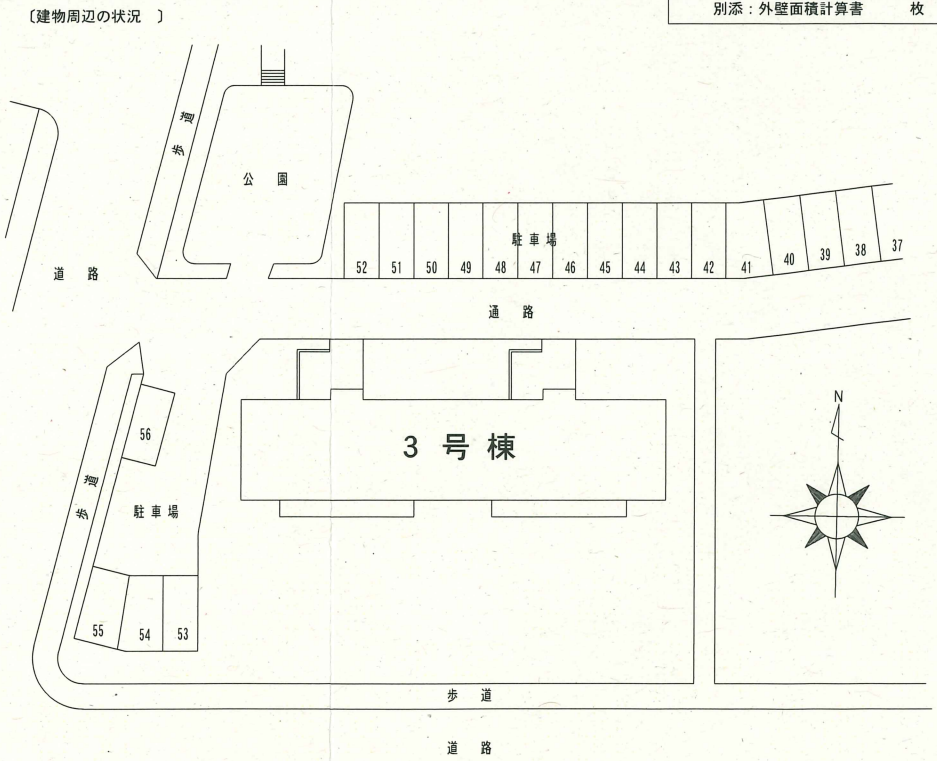


南立面図



北立面図

団地名		調査号棟		支社名		住宅管理者	
将監第一		丁目 街区 3号棟		宮城県住宅供給公社		宮城県住宅供給公社	
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)
管理開始年度	立地条件	建物形式コード	工法	階数	戸数	外壁仕様	
46	年度 郊外地区		W工法	5階建	20戸	モルタル防露ハシ	
調査年月日		資格名		調査員氏名			
令和5年10月 日		一級建築士		早坂 実			
				印			
				印			
外壁仕様		合計	東面	西面	南面	北面	
①	外壁点検面積						
	モルタル防露ハシ	890.14	95.83	95.83	334.71	363.77	
	合計	890.14	95.83	95.83	334.71	363.77	
②	災害危険度の大きい壁面積						
	合計						
③	全面打診面積						
	モルタル防露ハシ	447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	
	合計	447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	
④	①-②: 一部打診時のその他の点検面積						
	合計						
⑤	①-③: 全面打診時のその他の点検面積						
	モルタル防露ハシ	442.15	90.25	90.25	0.00	261.65	
	合計	442.15	90.25	90.25	0.00	261.65	
ゴンドラ掛替回数		24.00	3.00	3.00	9.00	9.00	
ゴンドラによる点検が出来ない場合その点検手段		高所作業車	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		仮設足場	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
		その他 ( )	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	
上記の概算点検面積		447.99	5.58	5.58	334.71	102.12	



(特記事項)







# 外壁点検予備調査票

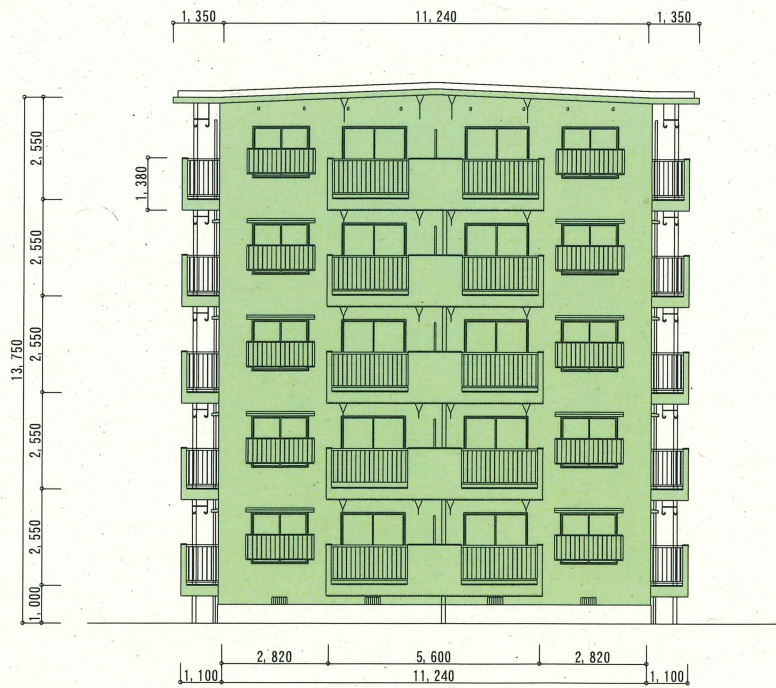
図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。



東立面図



西立面図



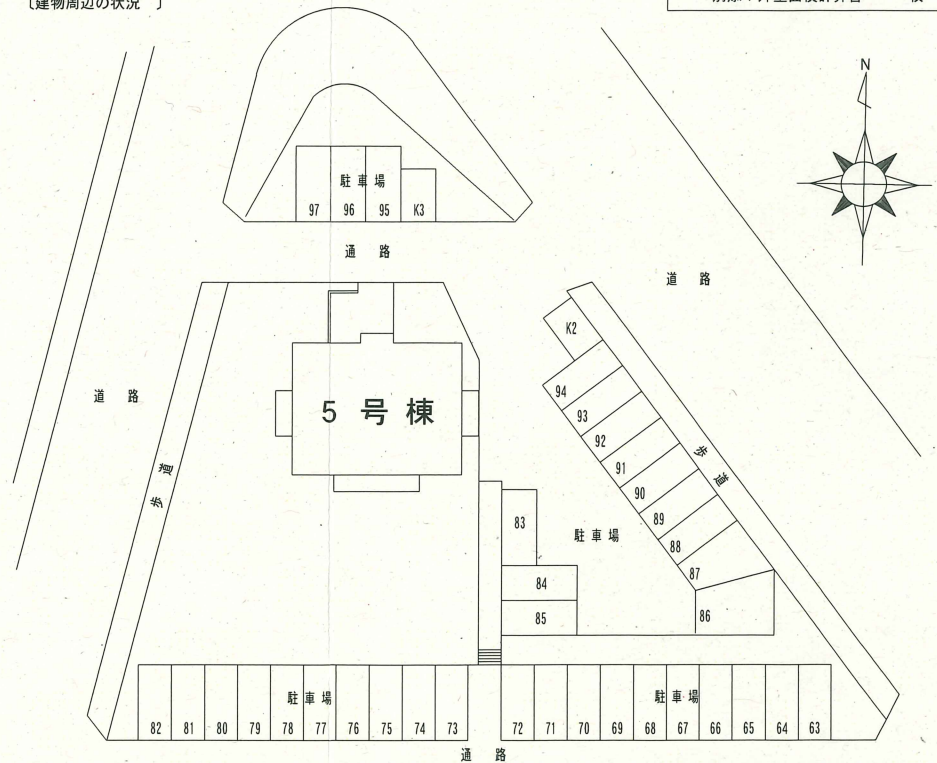
南立面図



北立面図

団地名		調査号棟		支社名		住宅管理者	
将監第一		丁目 街区 5号棟		宮城県住宅供給公社		宮城県住宅供給公社	
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	(コード)
管理開始年度	立地条件	建物形式コード	工法	階数	戸数	外壁仕様	
47 年度	郊外地区		W工法	5階建	10戸	モルタル防露ハシ	
調査年月日		資格名		調査員氏名			
令和5年10月 日		一級建築士		早坂 実			
外壁仕様			合計	東面	西面	南面	北面
①	外壁点検面積 m <sup>2</sup>	モルタル防露ハシ	551.74	124.68	124.68	152.39	149.99
		合計	551.74	124.68	124.68	152.39	149.99
②	災害危険度の大きい壁面積 m <sup>2</sup>	合計					
		合計					
③	全面打診面積 m <sup>2</sup>	モルタル防露ハシ	378.57	90.64	90.64	152.39	44.90
		合計	378.57	90.64	90.64	152.39	44.90
④	①-②:一部打診時のその他の点検面積 m <sup>2</sup>	合計					
		合計					
⑤	①-③:全面打診時のその他の点検面積 m <sup>2</sup>	モルタル防露ハシ	173.17	34.04	34.04	0.00	105.09
		合計	173.17	34.04	34.04	0.00	105.09
ゴンドラ掛替回数			16.00	4.00	4.00	4.00	4.00
ゴンドラによる点検が出来ない場合その点検手段			高所作業車	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
			仮設足場	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
			その他( )	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
上記の概算点検面積			378.57	90.64	90.64	152.39	44.90

(建物周辺の状況)



(特記事項)